

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番 号	種 別	点 数			
		B種	A種		
【第1診察料】					
1	初 診	130	12	診察とは、病傷の識別を行うために獣医師のとりまわ^{りん}告、望診、触診、打診、聴診、骨硬度検査及び一般的検査をいい、理化学的検査及び顕微鏡的検査を含まない。 1 第1診に行う診察をいう。 2 繁殖障害の診療継続中に繁殖障害以外の病傷が発生して診察を行った場合及び繁殖障害以外の病傷の診療継続中に繁殖障害が発生した場合にも、この点数を適用する。 3 ただし、1又は2の場合であっても、令和2年1月1日前に共済掛金期間が始まる共済関係に係る家畜には適用しない。 4 予後不良と診断した場合は、B種に15点を加える。	
2	再 診	55	7	1 第2診以後予後判定又は治癒判定のため単に診察するのみで、薬治、検査、注射、処置及び手術を行わない場合に限る。 2 予後不良と診断した場合は、B種に15点を加える。	

家畜共済診療点数表					家畜共済診療点数表適用細則																		
番号	種 別	点 数		備 考																			
		B種	A種																				
3	往 診			1 往診距離は、片道のみを計算し、1戸に2頭以上の患畜がある場合は、往診1回とする。 2 2戸以上連続して往診した場合（1戸であっても異なる場所を連続して往診した場合を含む）は、それぞれ次の患畜に至るまでの距離とする。ただし、その距離が次の患畜とその獣医師の診療施設を起点とした距離と比べて長い場合、当該獣医師の診療施設を起点とした距離を往診距離とする。 3 夜間、深夜又は悪天候時の往診については、B種に下表の点数を加える。 <table border="1"><tr><td></td><td>500メートルまでの部分について</td><td>4キロメートルまでの部分について</td><td>4キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとに</td></tr><tr><td>夜 間</td><td rowspan="2">33</td><td rowspan="2">68</td><td rowspan="2">12</td></tr><tr><td>悪天候時</td></tr><tr><td>深 夜</td><td rowspan="2">68</td><td rowspan="2">134</td><td rowspan="2">23</td></tr><tr><td>夜 間 で悪天候時</td></tr><tr><td>深 夜 で悪天候時</td><td>101</td><td>202</td><td>30</td></tr></table> 4 夜間とは、午後6時から翌日午前8時までの間（深夜を除く。）をいい、深夜とは、午後10時から翌日午前5時までの間をいう。 5 悪天候時とは、暴風時又は暴風雪時をいう。		500メートルまでの部分について	4キロメートルまでの部分について	4キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとに	夜 間	33	68	12	悪天候時	深 夜	68	134	23	夜 間 で悪天候時	深 夜 で悪天候時	101	202	30	1 診断の結果、診療が給付外であることが明らかとなったときは、「往診」を適用しない。 2 立会診又は検案のため往診した場合は、「往診」を適用する。 3 薬治の医薬品を使用している期間中は、病状が急変、あるいは当該医薬品の薬効外の病傷が発生しているためにやむを得ず往診したとき以外は「往診」を適用しない。 4 患畜を集めて診療を行ったときは、往診1回とし、最初の1頭について往診があったものとみなす。 5 出張診療を行っている場合は、その往診距離はその出張所を起点として計算する。 6 車馬若しくは船舶を利用した区間がある場合又は有料道路を利用した区間がある場合においても、これらに要した料金については増点することはできない。 7 往診が夜間又は深夜にわたった場合は、それぞれ夜間又は深夜の往診とする。 8 求診が昼間行われ、正当な理由なしに往診を夜間又は深夜に行った場合は、夜間又は深夜の割増しは行わない。 9 暴風時とは暴風警報発令中を、暴風雪時とは、暴風雪警報発令中をいう。
	500メートルまでの部分について	4キロメートルまでの部分について	4キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとに																				
夜 間	33	68	12																				
悪天候時																							
深 夜	68	134	23																				
夜 間 で悪天候時																							
深 夜 で悪天候時	101	202	30																				

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			備 考
		B 種	A 種		
	5 0 0メートル以内 の場合	86	17		悪天候時又は険路のためやむを得ず徒歩で往診した場合及び積雪地域において積雪期に往診した場合の割増しは行わない。
	5 0 0メートルを超 える場合	173	41	1 往診距離が4キロメートルを超えたときは、12キロメートルまでの部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種に29点、A種に9点を、12キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種に30点、A種に9点を加える。 2 悪天候時又は険路のためやむを得ず徒歩で往診した場合において、徒歩距離が1キロメートルを超えたときは、4キロメートルまでの部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に67点を、4キロメートルを超える部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に11点を加える。 3 積雪地域（別表に掲げる地域をいう。）において積雪期（12月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）に往診した場合は、B種及びA種に3点を加え、往診距離が4キロメートルを超えたときは、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種及びA種に更に3点を加える。	積雪地域において積雪期に往診した場合の割増しは、患畜の所在地が積雪地域内にある場合に限り、その往診距離は診療施設を起点として計算する。
4	滞 在 診	897	9	1 1夜についての点数とする。 2 往診して深夜を含む6時間以上行われた場合に限る。	1 診療のため滞在を必要とした場合に限る。 2 宅診で診療が深夜を含む6時間以上行われた場合でも適用しない。 3 入院している家畜については、適用しない。
5	立 会 診	522	8		1 Aなる主治医にBが立会った場合、Bについては「往診」及び「立会診」を適用し、その往診料及び立会診料はAから請求する。 2 「立会診」を適用するのは、それが必要と認められた場合に限る。 3 立会診の場合に検査、注射、処置又は手術を共同して行っても、重複して適用することはできない。

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			備 考
		B 種	A 種		
【第 3 文書料】				同一内容のもの 1 回の交付についての点数とする。	
7	診 断 書	101	5	処方箋及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第15条第 2 項の死亡診断書又は死体検案書の場合にも適用する。	
8	検 案 書	101	5	自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査した場合に、獣医学的証明のために作成する文書をいう。	
【第 4 検査料】				検査材料の採取を含む。ただし、血液の検査のための採血及び導尿による採尿を除く。	
9	採 血	68	8		
10	乳汁簡易検査	57	7	CMT 法又はその変法による細胞数検査、カタラーゼ、塩素量、p H、電気伝導度、血乳等の検査をいう。	
11	乳汁ケトン体検査	61	27	乳汁中のケトン体を酵素法による簡易測定試験片により測定した場合とする。	
12	乳汁顕微鏡的検査	159	47	1 ブリード法による細胞数検査等をいう。 2 体細胞数自動測定を行った場合は、B 種を103点、A種を43点とする。	

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			備 考
		B種	A種		
13	乳汁理化学的検査	141	36	NAG a s e 活性、ラクトフェリン、エンドトキシン等の検査をいう。	
14	微生物簡易検査	112	40	無染色及び普通染色の顕微鏡的検査（トリコモナス、皮膚真菌症等の検査を含む。）をいう。	1 無染色、単染色（メチレンブルー、フクシン、パイファゲンチアナ紫等）、複染色（グラム染色）による顕微鏡的検査に適用する。 2 この検査と併せて微生物特殊検査を行った場合は、「微生物特殊検査」を適用する。
15	微生物特殊検査	185	43	特殊染色による顕微鏡的検査をいう。	1 芽胞染色、莢膜染色、鞭毛染色、抗酸性染色による顕微鏡的検査に適用する。 2 この検査と併せて微生物簡易検査を行った場合でも、「微生物特殊検査」を適用する。
16	薬剤感受性検査	168	56	1 ディスク法（直接法）による検査をいう。 2 ディスク法（間接法）を行った場合は、B種を251点、A種を83点とする。 3 臨床型乳房炎について、2分房以上に対し検査を行った場合は、1分房増すごとにB種に96点、A種に34点を加える。	1 細菌の種類並びに薬剤の種類及び濃度の数にかかわらず、この点数を適用する。 2 最小発育阻止濃度の測定を行った場合には、併せて細菌分離培養検査を適用する。 3 結果として菌が検出できず実施できなかった場合は、細菌分離培養検査の菌の有無のみ検査した場合を適用する。
17	細菌分離培養検査	259	91	1 検査材料から原因菌を純培養し菌種を同定する検査をいう。 2 臨床型乳房炎について、選択培地を用いた場合は、B種及びA種に16点を加える。 3 臨床型乳房炎について、2分房以上に対し検査を行った場合は、1分房増すごとにB種に107点、A種に45点を加え、選択培地を用いた場合は、1分房増すごとにB種に123点、A種に61点を加える。 4 臨床型乳房炎について、増菌培養を併せて行った場合は、B種に78点、A種に28点を加える。 5 菌の有無のみを検査した場合は、B種を94点、A種を44点とする。	1 細菌数の検査を行った場合でも、この点数を適用する。 2 マイコプラズマの迅速検査のため、PCR検査に先立って増菌培養を行った場合にも、備考4の増点を適用する。 3 選択培地を使用し、コロニーの性状等から簡易的な菌種同定を行った場合は、備考5及び6を適用する。 4 嫌気性培養を併せて行った場合は、分房数増加にかかわらず、嫌気性培養1回の点数を適用する。

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			備 考
		B種	A種		
18	血液一般検査	77	22	6 5の場合において、臨床型乳房炎について、選択培地を用いた場合は、B種及びA種に16点を加える。	
				7 5の場合において、臨床型乳房炎について、2分房以上に対し菌の有無のみを検査した場合は、1分房増すごとにB種に55点、A種に25点を加え、選択培地を用いた場合は、1分房増すごとにB種に71点、A種に41点を加える。	
				8 嫌気性培養を併せて行った場合は、B種に147点、A種に85点を加える。	
19	血液顕微鏡的検査	134	22	1 血球数自動計数装置により血球数等の測定を行った場合とする。	
				2 視算法により血球数等の測定を行った場合は、B種を152点、A種を20点とする。	
				3 遠心法により、ヘマトクリット値の測定を行った場合は、B種を77点、A種を13点とする。	
				4 血清又は全血による平板凝集反応を行った場合は、B種を97点、A種を13点とする。	
20	血液生化学的検査			血液像、血液寄生原虫等の検査をいう。	
				1 試験紙、簡易測定器、分光光度計等による血液成分の測定をいう。	
				2 (2)から(4)までの検査を2種以上行った場合は、行った検査のうち最も大きい基本点数に、併せて行った検査の増点点数を加える。	

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			備 考
		B種	A種		
(1)	総蛋白質質量 アルブミン Z T T 血中尿素窒素（B U N） C R E 血糖 総コレステロール 中性脂肪 リン脂質 遊離脂肪酸 血清カルシウム 血清マグネシウム 血清無機リン ナトリウム カリウム クロール 血清鉄 血清銅 A S T（G O T） A L T（G P T） O C T γ-G T P L D H C K A L P ビリルビン 血色素量	55	25	検査は各種別を合算して算定する。ただし、家畜から1回に採取した血液を用いて検査を5種以上行った場合は、当該点数にかかわらず、検査の種別数に応じて次に掲げる点数により算定する。 ①5種以上7種以下 B種277点 A種126点 ②8種又は9種 B種334点 A種152点 ③10種以上 B種389点 A種177点 <	

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			備 考
		B種	A種		
(2)	血清 ^{たん} 蛋白質分画 血漿 ^{しょう} フィブリノーゲン ムコ ^{たん} 蛋白 α 1 酸 ^{たん} 性糖蛋白 リボ ^{たん} 蛋白 シアル酸 出血凝固時間 プロトロンビン時間 部分 ^{たん} トロンボプラスチン時間	122	38	検査を 2 種以上行った場合は、1 種増すごとに B 種に65点、A 種に25点を加える。	
(3)	フィブリン分解産物 (F D P) アポリボ ^{たん} 蛋白 アンモニア 血中乳酸 β ヒドロキシ酪酸 セレンウム L D Hアイソエンザイム グルタチオンペルオキシダーゼ ガストリン メトヘモグロビン B S P 試験	180	51	1 検査を 2 種以上行った場合は、1 種増すごとに B 種に95点、A 種に33点を加える。 2 ポータブル測定器により β ヒドロキシ酪酸の測定を行った場合は、B 種を73点、A 種を13点とする。 <	

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則		
番号	種 別	点 数			備 考	
		B種	A種			
21	(4) ビタミンA ビタミンE βカロチン インスリン プロジェステロン 血液ガス エンドトキシン	276	144	1 検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に181点、A種に109点を加える。 2 ポータブル測定器により血液ガスの測定を行った場合は、B種を183点、A種を123点とする。 乳汁を用いて測定した場合にも、この点数を適用する。		
	血清学的検査					
	E L I S A検査	269	29			
	ラテックス凝集反応検査	169	18			
	血球凝集反応検査	198	21			
	沈降反応検査	274	29			
	その他の血清学的検査	245	27			
	22 P C R検査	317	34			
	23 寄生虫検査	137	25	1 内・外寄生虫、子虫及び虫卵の検査をいう。 2 検査キットにより寄生虫の検査を行った場合は、B種を140点、A種を101点とする。		検査キットによりウイルスの検査を行った場合にも、「寄生虫検査」の備考の2を適用する。

家畜共済診療点数表				備 考	家畜共済診療点数表適用細則
番号	種 別	点 数			
		B種	A種		
24	直腸検査	188	7	1 直腸内に手を挿入して消化器系、泌尿器系又は生殖器系の諸臓器について内部触診を行った場合とする。 2 腔検査（腔鏡検査、腔内診検査）を含む。	1 生体組織学的検査、卵管疎通検査、内視鏡検査（腹腔内検査に限る。）、卵巢直接注射、子宮洗浄、子宮内薬剤挿入、開腹及び卵巢割去に伴って行われる直腸検査は、それぞれの種別に含まれているから「直腸検査」は適用しない。 2 1 以外の場合において、1 診療時に2 回以上直腸検査を行った場合でも、1 回の点数を適用する。 3 腔検査（腔鏡検査、腔内診検査）のみを行った場合は、給付の対象としない。
25	せん 穿刺検査	253	35	骨髓、リンパ節、滑液囊等の穿刺及び採取材料の検査をいう。	後頭下せん 穿刺、腰椎せん 穿刺及び尾椎せん 穿刺を行った場合は、「脊髄腔内注射」を適用する。
26	生体組織学的検査	500	55	肝臓せん 穿刺、脾臓せん 穿刺、心膜せん 穿刺、腎臓せん 穿刺等生体せん 穿刺法による組織、子宮内膜、腫瘍組織の採取及びその組織学的検査並びに子宮灌流液、肺胞洗浄液等の細胞診の検査をいい、直腸検査を含む。	1 生体せん 穿刺法に併せて内視鏡を用いた場合は、「内視鏡検査」を併せて適用する。 2 体表の血腫、膿瘍等の検査のためのせん 穿刺は、「筋肉内注射」を適用する。
27	尿検査	45	11	1 pH、たん 白質、アルブモース、血色素、筋色素、インジカン、ビリルビン、ウロビリノーゲン、亜硝酸塩、アミラーゼ、ブドウ糖、比重、燐酸塩、アセトン等の検査並びにアンモニア反応及び潜血反応の検査をいう。 2 N A G a s e 及び尿沈渣の検査を行った場合は、B 種を150点、A 種を35点とする。	1 簡易診断試薬、試験紙等による尿検査にもこの点数を適用する。 2 導尿によって尿を採取したときは、「導尿」を併せて適用する。 3 尿沈渣の検査以外の尿の検査で顕微鏡的検査を行った場合にも、「尿沈渣の検査」を適用する。 4 糞便の潜血反応検査にも、この点数を適用する。
28	胃内容液検査	330	34	1 pH及びミクロフローラの検査をいう。 2 pH検査のみを行った場合は、B 種を192点、A 種を15点とする。	1 官能検査のみを行った場合は、適用しない。 2 ミクロフローラの検査は、活力、種類、数の検査とする。

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			備 考
		B種	A種		
29	レントゲン検査	835	198	3 アンモニア、亜硝酸態窒素、低級脂肪酸（V F A）を測定した場合は、B種を614点、A種を80点とし、2種以上測定した時は、1種増すごとにB種に283点、A種に47点を加える。	
	撮 影			4 エンドトキシンを測定した場合は、B種を754点、A種を220点とする。	
	透 視	869	275	1 小型（ポータブルタイプ等）の装置を用いた場合とし、デジタル映像化処理を含む。	
				2 中型以上の装置（大動物診療用レントゲン自動車等）を用いて四ツ切フィルムを使用した場合、B種を882点、A種を245点とし、大角フィルムを使用した場合、B種を923点、A種を286点とする。	
				3 フィルムの枚数にかかわらず、この点数を適用する。	
30	心電図検査	227	59	1 心電計を用いて循環器障害の検査を行った場合とする。	
				2 心音心電計を用いて心音図・心電図の検査を同時に行った場合は、B種を356点、A種を206点とする。	

家畜共済診療点数表				備 考	家畜共済診療点数表適用細則
番号	種 別	点 数			
		B種	A種		
31	超音波検査	260	92	1 超音波画像診断装置を用いて画像検査を行った場合とする。 2 高分解能プローブを用いた検査又はドプラ法による検査を行った場合は、B種を468点、A種を300点とする。ただし、腹腔内臓器（心臓、肝臓、腎臓等）及び馬の関節（腱等の周囲軟部組織を含む。）の検査に適用し、繁殖障害の検査には適用しない。	1 1 診療時に1回に限り、この点数を適用する。 2 プローブを直腸内に挿入し超音波検査を行った場合にも、この点数を適用する。
32	体腔内異物検査	65	7	金属異物探知機による検査をいう。	
33	子宮頸管粘液検査	140	25	子宮頸管粘液の採取及び顕微鏡的検査をいう。	授精及び妊娠鑑定のために行った場合には、適用しない。
34	卵管疎通検査	337	24	直腸検査を含む。	
35	蹄病検査	206	25	1 挙肢して検査を行った場合とする。 2 2肢以上行った場合でも、この点数を適用する。	蹄病検査のために神経ブロック麻酔を行った場合には、「皮下注射」を併せて適用する。
36	内視鏡検査	341	71	硬性鏡、ファイバースコープ等による検査をいう。ただし、腹腔内検査又は関節腔内検査を行った場合、B種を1,058点、A種を421点とし、腹腔内検査については、直腸検査を含む。	眼底検査を行った場合にも、この点数を適用する。
37	検案			自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査し、検案書を交付した場合とする。	1 検案を行った場合は、「検案」及び「検案書」を適用する。 2 農業共済組合等又は農業共済組合連合会が事故確認の目的で行った場合には適用しない。
	解剖した場合				
	牛・馬	810	65		6か月未満の子牛について、解剖し検案を行った場合は、種豚を解剖し検案を行った場合の点数を適用する。
	種豚	502	65		

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			備 考
		B種	A種		
	解剖しない場合	276	6		1 1 診療時に、同一種類の注射薬を2回以上に分割して行っても1回として計算する。 2 自家血清を注射した場合は、注射方法に従って「皮下注射」、「筋肉内注射」等を適用する。採血、血清の分離等については増点することはできない。
	【第5注射料】			1 1 回についての点数とする。なお、同一種類の注射薬を、その必要量に応じて2管以上使用しても1回とする。 2 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の注射には適用しない。 3 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。ただし、前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔のために使用した医薬品については、増点することができない。 4 血清類については、全て治療に用いた場合に限り、予防の目的をもって使用した場合は、適用しない。ただし、外傷及び手術の場合に行う破傷風血清注射は、この限りではない。	
38	皮下注射	70	13	1 1 回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、B種に32点を加える。 2 補液管を使用した場合は、B種及びA種に26点を加える。	
39	筋肉内注射	70	13		
40	静脈内注射	94	13	1 1 回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に32点を加える。 2 補液管を使用した場合（点滴注射を行った場合を除く。）は、B種及びA種に26点を加える。	
					1 乳房基質内注射を行った場合にも、この点数を適用する。 2 体表の血腫、膿瘍等の検査のために穿刺を行った場合にも、この点数を適用する。 気管内注射、体腔内注射、眼球結膜下注射を行った場合にも、この点数を適用する。

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則		
番 号	種 別	点 数			備 考	
		B 種	A 種			
41	点滴注射	280	55	3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B 種及びA 種に28点を加える。	点滴装置とは、点滴筒及びクランプにより流量調節が可能な装置をいい、輸液ポンプに限らない。	
				4 生後60日齢以内の牛に静脈内注射を行った場合は、B 種に13点を加える。		
				5 動脈内注射にも適用し、B 種を221点とする。		
42	関節腔内注射	213	15	1 点滴装置による持続的な静脈内注射をいう。		
				2 1 回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB 種に32点を加える。		
				3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B 種及びA 種に28点を加える。		
43	脊髄腔内注射	335	78	クモ膜下腔に達する注射をいう。		後頭下穿刺、腰椎穿刺及び尾椎穿刺を行った場合にも、この点数を適用する。
44	腰椎注射	276	78	1 腰椎の硬膜外腔に達する注射を行った場合とする。		
				2 前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔にあつては、開腹を行った場合に限り適用し、B 種に64点を加える。		
45	尾椎注射	157	15	尾椎の硬膜外腔に達する注射を行った場合とする。		
46	卵巣直接注射	274	17	卵巣実質内直接注射及び嚢腫内直接注射をいい、直腸検査を含む。	1 卵胞嚢腫の内容液を穿刺吸引した場合にも、この点数を適用する。 2 卵巣直接注射に伴う膣洗浄は、この点数に含まれる。	

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			備 考
		B種	A種		
【第 6 処置料】					
47	投薬			1 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の投薬には適用しない。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 調剤して投薬した場合は、B種に17点、A種に11点を加える。	1 投薬の方法は、水剤投与、丸剤投与、 ^し 舐剤投与の別は、問わない。 2 調剤のための費用は、この点数に含まれる。 3 1 診療時に同一種類の内用薬を 2 回以上に分割して投薬しても、1 回の点数を適用する。 4 る。 胃洗浄に引き続き投薬を行った場合には「胃洗浄」の点数を適用する。
	胃カテーテルによらない投薬	59	5		直腸内に医薬品を注挿入した場合にも、この点数を適用する。
	胃カテーテルによる投薬	136	7	1 初乳（人工初乳を含む。）の投与を含む。 2 胃カテーテルによる投薬及び胃内ガス除去を行った場合は、B種に58点を加える。	胃カテーテルによる胃内ガス除去のみを行った場合にも適用する。
48	洗浄			薬液による洗浄をいう。	1 洗浄のために使用した医薬品については、耳洗浄を除き増点することはできない。 2 処置、手術に伴う口腔洗浄は、それぞれの点数に含まれる。
	眼洗浄・涙管洗浄・鼻腔 ^{くう} 洗浄・ ^{ちつ} 膣洗浄及び包皮洗浄	71	21		1 眼洗浄及び鼻腔 ^{くう} 洗浄は、両眼及び両鼻腔 ^{くう} について行っても1回の点数を適用する。 2 子宮洗浄に伴う ^{ちつ} 膣洗浄は「子宮洗浄」の点数に含まれる。
	耳洗浄	179	37	1 耳洗浄には鼓室洗浄を含む。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	耳洗浄に先立ち鼓膜切開を行った場合は、併せて「切開手術 小（20センチメートルまで）第1回」を適用し、使用した医薬品（洗浄のために使用した医薬品を含む。）については、増点することができない。

家畜共済診療点数表				備 考	家畜共済診療点数表適用細則
番号	種 別	点 数			
		B種	A種		
	乳房内洗浄	114	37	1 甚急性乳房炎に対する処置として行った場合に限り適用する。 2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に51点、A種に24点を加える。	1 膀胱洗浄に先だって行った導尿は、この点数に含まれる。 2 膀胱洗浄に引き続いて膀胱内に薬剤を注入した場合もこの点数を適用し、使用した医薬品については「膀胱内薬剤注入」の備考により薬価基準表に基づいて増点することができる。 ズ
	ぼうこう 膀胱洗浄				
	雌	181	39		
	雄	240	39		
	関節洗浄	368	114	関節洗浄に引き続いて関節腔内に薬剤を注射した場合もこの点数を適用し、使用した医薬品については「第5注射料」の備考により薬価基準表に基づいて増点することができる。	
49	ぼうこう 膀胱内薬剤注入			1 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 2 ぼうこう 膀胱内薬剤注入に先立って導尿を行った場合は、B種に雌は25点、雄は39点を加える。	1 導尿、ぼうこう 膀胱洗浄を行わずに医薬品を膀胱内に注入した場合とする。 2 導尿及びぼうこう 膀胱洗浄を同時に行った場合は、「膀胱洗浄」の点数を適用する。
	雌	130	13		1 患部の位置、数、大きさにかかわらず、この点数を適用する。 2 電法と同時に行う洗浄、塗布、塗擦等はこの点数に含まれる。
	雄	171	12		
50	あん 電法	101	51	あん 電法材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	
51	塗布又は塗擦			1 消毒、消炎、皮膚病の治療等の目的で皮膚又は粘膜に医薬品を外用することをいう。 2 被覆材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	
	水剤	59	5		

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			備 考
		B種	A種		
	膏 ^{こう} 剤	66	12		
52	散布	56	6	1 患部の位置、数、大きさにかかわらず、この点数を適用する。 2 使用した医薬品については、増点することはできない。 3 外寄生虫の駆除のための薬剤散布には適用しない。	
53	気管内薬剤噴霧	103	16	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 鼻^{くう}腔内薬剤噴霧を行った場合にも、この点数を適用する。	
54	第一胃内容液投与	472	12	胃内金属異物除去器によって胃内の金属異物を摘出した場合にも、この点数を適用する。ただし、健康検査若しくは損害防止のために行った場合は適用しない。	
55	胃洗浄	341	23	胃洗浄に引き続いて投薬を行ったときは、胃洗浄の点数を適用する。この場合、使用した医薬品については、「投薬」の備考により、薬価基準表に基づいて増点することができる。	
56	浣 ^{かん} 腸	104	20	1 1 診療時に2回以上行っても、1回の点数を適用する。 2 直腸検査に先だって行^{かん}う浣腸は、「直腸検査」に含まれる。	
57	導尿			尿道カテーテルを用いた場合に限る。 1 尿検査のため導尿により尿を採取した場合にも、この点数を適用する。 2 1 診療時に2回以上行っても、1回の点数を適用する。 3 膀^{ぼうこう}胱洗浄に先だって行^{ぼうこう}う導尿は、「膀^{ぼうこう}胱洗浄」に含まれる。	
	雌	134	5		
	雄	164	4		
58	子宮洗浄			洗浄液及び直腸検査を含む。 1 洗浄液としてリンゲル液等を用いても、その医薬品については、増点することはできない。 2 子宮洗浄に伴^{ちつ}う腔洗浄は、この点数に含まれる。 3 治癒判定のために行^{ちつ}う子宮洗浄にも、この点数を適用する。 子宮洗浄後、子宮内に医薬品を注挿入した場合、使用した医薬品については、「子宮内薬剤挿入」の備考2を適用する。	
	牛	714	137		

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数		備 考	
		B 種	A 種		
	馬	983	406		
	種豚	570	221		
59	子宮内薬剤挿入	243	9	1 直腸検査を含む。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 薬剤注入を行った場合は、B種に65点、A種に3点を加える。	1 子宮洗浄を行わずに医薬品を子宮内に注挿入した場合とする。 2 子宮洗浄の後、薬剤を注挿入した場合は、「子宮洗浄」の点数を適用する。
60	胎盤停滞処置			胎盤停滞処置後、医薬品の注挿入を行った場合、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	1 停滞予防のために使用したホルモン剤については、増点することはできない。 2 同時に行う産道の損傷に対する処置を含む。 3 カテーテルにより悪露排液を行った場合にも、適用する。
	牛・種豚	245	11	牛について、胎盤を子宮小丘から剥離し除去した場合は、B種に367点を加え、かつ、当該除去直後に子宮洗浄を行った場合は、B種及びA種に126点を加える。	胎盤停滞処置直後に子宮洗浄を行った場合は、「子宮洗浄」を適用する。
	馬	767	11	胎盤停滞処置直後に子宮洗浄を行った場合は、B種及びA種に211点を加える。	子宮洗浄のために使用した洗浄液については、リンゲル液等の医薬品を用いても、増点することはできない。
61	理学的治療	182	14	紫外線治療、超短波治療その他電気、光線、放射線等による治療をいう。	
62	乳房内薬剤注入	58	4	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	1 分房数による増点は行わない。 2 1診療時に2種以上の医薬品を注入し、又は1医薬品を2回以上に分注した場合においても1回の点数を適用する。
63	ちょう 吊起	341	23	エアーマットを用いた場合は、B種に253点、A種に24点を加える。	起立困難な牛馬を治療のため獣医師が起立補助用具を用いて起立させた場合に適用する。

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			備 考
		B 種	A 種		
64	外傷治療			1 洗浄、塗布、塗擦等一切の治療処置及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B 種及び A 種に66点を、ギプス包帯を使用した場合は、B 種及び A 種に262点を加える。また、縫合を行った場合には、B 種に60点、A 種に26点を加える。 2 外傷治療で装着したギプスを除去した場合は、B 種を157点、A 種を31点とする。	1 局所に対する化膿防止剤、局所麻酔剤等の注射、洗浄、塗布、塗擦等は増点することはできない。 2 外傷の大きさは創面の長径とする。 3 化膿により全身症状を呈し、その治療のために行う注射は、増点することができる。 4 乳頭損傷が皮膚に限局している場合は、この点数を適用する。 5 ギプス包帯を用いた場合の増点は、石膏ギプス包帯又はプラスチックギプス包帯のいずれを用いても、この点数を適用する（以下同じ。）。
	小（20センチメートルまで）				
	第 1 回	160	33	外傷が筋肉、臓器に達するものについては、B 種に62点、A 種に26点を加える。	
	第 2 回以後	78	16		
	大（20センチメートルを超えるもの）				
	第 1 回	376	65	外傷が筋肉、臓器に達するものについては、B 種に104点、A 種に51点を加える。	
	第 2 回以後	160	33		
65	第四胃変位簡易整復	251	5		患畜を獣医師が回転させて治療した場合とし、1 診療経過中 1 回に限り適用する。
66	蹄病処置			蹄病処置で装着したギプスを除去した場合は、1 肢につき B 種を115点、A 種を31点とする。	踏創の治療にも、この点数を適用する。
	第 1 回	538	53	1 蹄病検査を含む。 2 蹄病手術の後治療にも適用する。	

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			備 考
		B種	A種		
69	蘇 ^そ 生術	314	130	胎子 ^{べん} 娩出後の新生子牛に対する、胎水の吸引、酸素吸入又は人工呼吸をいう。	
70	静脈内 ^{かん} 灌流	150	69	1 感染症に対する治療の目的で行った場合とする。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	
71	点眼	53	3	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	
72	点耳	56	6	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	
【第7手術料】				1 後治療には、切開手術及び蹄 ^{てい} 病手術を除き「その他の外科的処置」の点数を適用する。 2 手術と同時に ^{てい} 行 ^{てい} う併発疾病に対する薬治、検査、注射及び処置は手術の点数には含まれない。	
頭 部 手 術					
73	円鋸 ^{きよ} 術	385	71	1 1個についての点数とする。 2 洗浄を含む。	

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			備 考
		B 種	A 種		
74	眼科手術	385	71	1 眼帯を含む。 2 眼球摘出手術の場合は、B 種を631点、A 種を103点とする。	1 1 眼についての点数とする。 2 同時に行う電法を含む。
75	整 歯				1 整歯によって生じた創傷に対する処置を含む。 2 整歯（鑷整及び短切）は6 ヲ月に 1 回に限り適用する。 3 歯鉗によって短切した後、歯鑷を用いて鑷整したときは、「短切」の点数を適用する。
	鑷整			斜歯、剪状歯、階状歯等の鑷整及び歯鉋による短切をいう。	
	牛・種豚	241	23		
	馬	410	94		
	短切			歯鉗による短切をいう。	
	牛・種豚	288	52		
	馬	461	123		
76	抜歯			1 1 歯についての点数とする。 2 歯槽骨膜炎等による歯牙打出の場合は、B 種に501点、A 種に80点を加える。	抜歯によって生じた創傷に対する処置を含む。
	牛・種豚	326	30		
	馬				
	贅歯、乳臼歯	498	101		
	裂歯、永久臼歯	570	101		
77	鼻鏡断裂手術	691	114	鼻鏡断裂の縫合手術をいう。	

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			備 考
		B種	A種		
	頸 部 手 術				
78	気管切開	360	114		
79	食道異物除去	341	23	1 異物の摘出、推送又は細挫のいずれで行った場合でも、この点数を適用する。 2 切開手術を行って異物を摘出した場合は、「食道切開」を適用する。 3 同時に行うカテーテルによる胃内ガス除去を含む。	
80	食道切開	592	102		
81	齧癖矯正術	3,415	442		
	胸 腹 部 手 術				
82	穿胸	227	42	胸水排除のための穿胸術をいい、胸腔内貯留液の疑いがある場合において診断のために行う穿胸術は、診察に含まれる。	
83	穿胃	178	34	1 薬剤の注入を含む。 2 腹膜灌流を同時に行った場合は、B種に94点、A種に13点を加える。	
84	第四胃変位簡易整復手術	615	155	デラハンティ法、ビンツリ法等の経皮的簡易整復手術をいう。	
85	開胸			1 2,000ミリリットル以内の補液に用いた医薬品を含む。 2 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	
	牛・馬	9,788	899		
	種豚	3,426	450		

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			備 考
		B 種	A 種		
86	開腹			1 直腸検査を含む。	帝王切開は胎子の生死にかかわらず、この点数を適用する。
				2 2,000ミリリットル以内の補液に用いた医薬品を含む。	
				3 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	
	牛・馬				
	帝王切開	6,857	929	使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	
	腸管手術	5,198	789	1 腸捻転、腸重畳等の手術をいう。	開腹により直腸腔 ^{ちつろう} 瘻整復手術を行った場合にも、この点数を適用する。
				2 腸管吻合 ^{ふん} を行った場合は、B種に1,722点を加える。	
				3 馬の結腸の捻転整復と同時に結腸切開も併せて行った場合は、B種に1,079点を加える。	
	第一胃切開	5,801	736	第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。	同時に行う第三胃及び第四胃の食滞の温湯噴流による治療処置を含む。
	第三胃、第四胃切開	4,685	431	第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。	
	第四胃変位整復手術	4,868	745	1 第四胃の捻転整復を行った場合は、B種に1,079点を加える。ただし、第四胃の捻転整復と同時に第三胃の捻転整復も併せて行った場合は、B種に1,209点を加える。	
				2 第三胃、第四胃又は盲腸切開を同時に行った場合は、B種に330点、A種に43点を加える。	
				3 第一胃切開を同時に行った場合（第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合を除く。）は、B種に1,446点、A種に348点を加える。	

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			備 考
		B種	A種		
91	膣脱 ^{ちつ} 整復手術				ボタン法、観血法等による膣壁固定手術以外の方法によって膣脱整復を行った場合は、「膣脱整復」を適用する。
	縫合法	637	185	ボタン法等による手術をいう。	
	観血法	1,315	213		1 直腸 ^{ちつろう} 膣瘻 ^{ちつろう} 整復手術にも、この点数を適用する。 2 開腹により直腸 ^{ちつろう} 膣瘻 ^{ちつろう} 整復手術を行った場合には、「開腹 牛・馬 腸管手術」を適用する。
92	子宮脱整復	1,807	321	1 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 2 整復に先立って起立困難な牛馬を獣医師が起立補助器具を用いて起立させた場合は、B種に341点、A種に23点を加える。さらに、エアーマットを用いた場合は、B種に253点、A種に24点を加える。	1 子宮脱整復の全過程についての点数とする。ただし、整復に先立って起立困難な牛馬を獣医師が起立補助器具を用いて起立させた場合は、この限りでない。 2 洗浄、消毒及び収 ^{れん} 斂のために使用する医薬品を含む。
93	直腸脱整復				1 直腸脱整復の全過程についての点数とする。 2 子牛の肛門 ^{こう} 形成術を行った場合には、観血法の点数を適用する。
	縫合法	282	84		
	観血法				
	牛・馬	701	173	子牛の肛門設置術を行った場合は、B種に309点を加える。	
	種豚	606	173		

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			備 考
		B 種	A 種		
94	難産介助			1 胎子の失位等の原因により分娩^{べん}困難な場合に人工的に講じた処置（人工破水、過大胎子の引き出し、胎子の不正胎勢、不正胎向、不正胎位等の整復等）をいい、死亡胎子の摘出も含む。 2 産道の損傷が腹腔^{くう}に達するものについて、縫合等の産道損傷手術を行った場合は、B 種に540点、A 種に142点を加える。	1 難産とは、通常足胞^{べん}現出後（足胞^{べん}が現出しない場合、第一破水後）2 時間を経過しても娩出^{べん}のない場合とする。 2 難産の場合において、胎子（死亡胎子を含む。）を引き出した場合又は胎子の失位を整復して娩出^{べん}させた場合に限り適用する。ただし、胎子の引き出し又は娩出^{べん}ができない場合であっても、予後不良となり、死亡又は廃用事故に該当した場合には適用する。 3 正常分娩^{べん}及び子宮捻転を整復した場合における分娩^{べん}監視、介助は病傷事故に該当しないから、適用の対象とはならない。 4 同時に行う産道の損傷（損傷が腹腔^{くう}に達するものは除く。）に対する処置を含む。 5 用手法によりミイラ変性胎子を摘出した場合にも、この点数を適用し、同時に子宮洗浄を行った場合には、「子宮洗浄」の点数を適用する。
	牛・馬	690	113	1 難産介助を行った場合において、30分を超えても娩出^{べん}しない場合は、B 種に514点を加える。 2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 開腹により胎子の失位等を整復した場合は、B 種に2,594点、A 種に456点を加える。 4 切胎（胎子の断頭、断脚及び内臓摘出等をいう。）を行った場合は、切胎時に行う医薬品の注挿入、塗布、注射、子宮洗浄等にかかわらず、B 種を2,904点、A 種を255点とする。	
	種豚	419	102	難産介助を行った場合において、娩出 ^{べん} の間隔が30分を超えた場合は、B 種に309点を加える。	
95	子宮捻転整復			1 子宮捻転を整復した場合並びに子宮捻転を整復して胎子を娩出^{べん}させた場合及び死亡胎子の摘出を行った場合とする。 2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。	1 胎児^{べん}の娩出ができない場合であって、予後不良となり、死亡又は廃用事故に該当した場合にも適用する。 2 子宮捻転の方向及び捻転の度合いは問わない。 3 胎子が死亡している場合の子宮捻転整復及び死亡胎子の摘出を含む。 4 同時に行う産道の損傷に対する処置を含む。

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則		
番号	種 別	点 数			備 考	
		B 種	A 種			
	胎子の回転法	855	110	立位のまま整復を行った場合とする。開腹により子宮捻転を整復した場合は、B 種に2,594点、A 種に456点を加える。	乳頭以外の部分について切開手術を行った場合とする。	
	母体の回転法	1,459	110	後肢吊り上げ法にも適用する。		
96	乳房切開手術	1,830	234	1 外陰部動脈結紮手術にも適用する。 2 乳房切除手術の場合は、B 種に1,052点を加える。		
97	乳頭狭窄手術	409	91	1 乳頭切断手術を行った場合は、B 種に23点を加える。 2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB 種に119点、A 種に18点を加え、乳頭切断手術を行った場合は併せてB 種に23点を加える。		
98	乳頭手術	825	80	2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB 種に506点、A 種に46点を加える。		1 手術が乳頭の部分に限られる場合とする。 2 乳頭の損傷が皮膚に限局している場合の手術は、「外傷治療」を適用する。
99	膀胱手術	531	102	開腹手術を行った場合は、B 種に4,550点、A 種に401点を加える。		雌牛膀胱腫瘍診断治療器により、膀胱内腫瘍の焼烙手術を行った場合にも、この点数を適用する。
100	尿道切開手術	886	141	1 尿道瘻形成手術を行った場合は、B 種に745点を加える。 2 カテーテルを留置した場合は、B 種に254点、A 種に95点を加える。		
101	膀胱穿刺	352	41	膀胱の破裂等を防止するため、膀胱内に貯留した尿を排除した場合とする。		

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			備 考
		B種	A種		
四 肢 手 術					
102	骨折整復			骨折整復で装着したギプスを除去した場合は、B種を157点、A種を31点とする。	
	観血整復術	6,793	2,357	1 骨接合板を用いて整復した場合とする。 2 骨接合板と骨髄ピンにより整復した場合は、B種を8,233点、A種を2,934点とする。 3 ギプス包帯を用いた場合は、B種及びA種に262点を加える。 4 トーマススプリントを用いた場合は、B種及びA種に559点を加える。 5 骨接合板を除去した場合は、B種を719点、A種を142点とする。	
	非観血整復術	697	216	1 固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に66点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に262点を加える。 2 骨髄ピンを用いた場合は、B種に6,727点、A種に2,185点を加える。 3 トーマススプリントを用いた場合は、B種及びA種に559点を加える。	
	創外固定術	4,244	1,138		
1 骨折部位の固定のため要した材料の種類及び数量のいかんにかかわらず、この点数を適用する。 2 骨折にともなう外傷の治療処置を含む。 3 ギプスの除去は、1診療経過中1肢につき1回に限り適用する。 1 ギプス包帯又はトーマススプリントを用いた場合の増点は、それぞれ1診療経過中1肢につき1回に限るものとする。 2 馬の関節鏡手術を行った場合にも、この点数を適用する。 第2診以降において固定材料を全部更新したときには、その都度この点数を適用することができる。					

家畜共済診療点数表				備 考	家畜共済診療点数表適用細則
番 号	種 別	点 数			
		B種	A種		
103	ナックル整復	675	221	1 固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に34点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に191点を加える。 2 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に435点、A種に185点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に34点を、ギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に191点を加える。 3 腱切断術又は腱延長術を行った場合は、B種に331点、A種に85点を加える。 4 ナックル整復で装着したギプスを除去した場合は、1肢につきB種を115点、A種を31点とする。	1 ギプス包帯を用いた場合の増点は、1診療経過中1肢につき2回に限るものとする。 2 ギプスの除去は、1診療経過中1肢につき2回に限り適用する。
104	脱臼整復	728	212	1 靱帯、腱等の損傷部位の固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に66点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に262点を加える。 2 脱臼整復で装着したギプスを除去した場合は、B種を157点、A種を31点とする。	脱臼整復のため要した材料の種類及び数量のいかんにかかわらず、この点数を適用する。
105	膝蓋関節脱臼整復手術	717	123	観血手術の場合とする。	
106	蹄病手術	827	87	1 蹄病検査を含む。 2 蹄冠部又は蹄角質部の病巣を切開又は摘出する場合をいい、被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に34点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に191点を加える。	1 蹄病手術以外の蹄病に対する処置及び蹄病手術の後治療には、「蹄病処置」を適用する。 2 る。 蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合の増点は、1診療経過中1肢につき1回に限るものとする。 3 るものとする。 ギプスの除去は、1診療経過中1肢につき1回に限り適用する。

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			備 考
		B 種	A 種		
	その 他 の 手 術			3 2 肢以上行った場合は、1 肢増すごとに B 種に 547 点、A 種に 61 点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及び A 種に 34 点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及び A 種に 191 点を加える。	
				4 断蹄手術の場合は、B 種を 1,735 点、A 種を 139 点とする。	
				5 蹄病手術で装着したギプスを除去した場合は、1 肢につき B 種を 115 点、A 種を 31 点とする。	
107	切開手術			1 膿瘍、癰、癰、フレグモーネ、挫傷等の切開（患部の切開、排膿、薬液洗浄等切開に伴う一切の治療処置を含む。）をいい、被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を使用した場合は、B 種及び A 種に 66 点を、ギプス包帯を使用した場合は、B 種及び A 種に 262 点を加える。	
				2 切開手術で装着したギプスを除去した場合は、B 種を 157 点、A 種を 31 点とする。	
	小（20センチメートルまで）				
	第 1 回	331	85	骨鑿を用いずに腐骨を除去した場合には、この点数を適用する。	
	第 2 回以後	185	43		
	大（20センチメートルを超えるもの）			関節切開（関節腔に達する切開を加える場合に限る。）には、この点数を適用する。	
	第 1 回	719	142	骨鑿を用いて骨柁等を搔爬し、骨柁内の腐骨を除去した場合には、この点数を適用する。	

家畜共済診療点数表				家畜共済診療点数表適用細則	
番号	種 別	点 数			
		B種	A種		
	第2回以後	270	72		
108	麻酔術	371	55	1 全身麻酔に限る。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 吸入麻酔を行った場合は、B種に787点、A種に251点を加える。	1 手術で全身麻酔を必要とした場合に限り適用する。 2 麻酔術に先だって行う鎮静術を含む。
109	焼烙 ^{ちやく}	147	18	点状焼烙 ^{ちやく} 、線状焼烙 ^{ちやく} 、穿刺焼烙 ^{せんちやく} 等をいう。	1 点状焼烙 ^{ちやく} 、線状焼烙 ^{ちやく} 、穿刺焼烙 ^{ちやく} のうち2種以上行った場合にも、1回の点数を適用する。 2 3 焼烙 ^{ちやく} の部位、箇所数又は焼烙面 ^{ちやく} の大小のいかんにかかわらず1回の点数を適用する。 処置及び手術の一部として行う焼烙 ^{ちやく} は、それぞれの中に含まれるから、「焼烙 ^{ちやく} 」を適用
【第8入院料】					
110	入院			1 1日についての点数とする。 2 飼料代及び暖房料は含まない。	
	牛・馬	257	39		
	種豚	99	20		

- 〔注〕 1 B 種の項に係る点数は農業保険法施行規則第117条第 1 項の規定、A 種の項に係る点数は同規則第166条の規定によるものである。
- 2 本表に表示のない診療については、その都度農林水産省経営局長に相談し、最も近似する診療として準用すべき旨を同局長から通知された本表の治療、処置、手術等に係る点数を適用する。
- 3 薬価基準表は、付表のとおりとする。